

日韓船舶會議經過報告(一)

(昭和二十六、二、二〇管財局固有課)

一、日韓船舶會議は終戦以来日本と韓国との間に懸案となつてゐる船舶問題を討議する日韓会談の一環として十月三十日から十二月二十日まで二十三回開催せられたが本年は十二月二十日で打ち切り、末年一月八日再開することとなつた。

二、會議經過の概要

韓国側からは終戦当時の朝鮮置籍船の返還と終戦当時及びそれ以後の朝鮮所在船の返還の二項目と日本側からは韓国へ貸与中へ五隻の船舶の返還と韓国に拿捕抑留された漁船の返還の二項目を要求したが何れも解決をみずに末年に持ち越された。會議の經過は次の通りである。

1. 議題(2) 朝鮮置籍船の返還問題(韓国提案)

一九四五年八月九日現在で朝鮮に籍を置いていた船舶で日本側所有となつてゐるものの韓国側への返還要求であるが要求の根拠は一九五一年九月十日付スキヤピン二六八号と朝鮮米軍政庁の日本財産接收命令である。日本側からは置籍の事実のあった船舶として十九隻のリストを出し、韓国側からは五以外に二十二隻のリストを出してゐる。

この二十二隻は沈没による全損等のため船舶とは認められない旨を日本側から説明してゐるが、十九隻については置籍の事実と日本側で現在動いてゐる事実が大体明らかであるため至急返還を韓国は要求してゐる。日本側としては船舶についての懸案議題のすべての範囲を明らかにした上で返還可否かを決定したいと主張してゐる。

2. 議題(4) 朝鮮所在船の返還問題(韓国提案)

韓国は一九四五年八月九日、或はそれ以降に朝鮮水域にあった日本船舶の返還を要求してゐる。根拠は米軍政庁の日本財産接收命令(Verding Order)である。韓国側からリストの提出があつたが充分討議はなされてゐない。返還要求の根拠たる接收命令については一應の質疑応答がなされたが、韓国側の解釋中、將來特に他の問題に波及すると思はれる点は「朝鮮に本店を有する(日本)法人の日本側所有の全株主権は接收されて韓国所有となり従つてこれ等法人の財産は在日支店の分を含めて悉く韓国所有又は韓国人所有である。故にこれ等財産へ日本側の処分は不当である」との韓国側の見解である。

3. 議題 (C)

韓国に貸与中の五隻の船舶の返還について(日本

側提案)

(日本側は)

旧朝鮮郵船所有(現在国有)の五隻の船舶はスカヂヤ
プの緊急配船命令で韓国へ貸与中でありその返
還については懸案となっているからこの際返還されたい
旨申し入れたところ

韓国側はこれらの五隻は朝鮮置籍船であつて議題(B)
の範囲内であり当然韓国のものである旨主張して対
立した。

なほ五隻の中一隻は沈没、一隻は北鮮に拿捕抑留
されている旨韓国側から説明があつた。

4. 議題 (D)

韓国に抑留中の漁船の返還について(日本
側提案)

日本側は、韓国に拿捕抑留され或は韓国人に乗り

逃げされた日本漁船等、一隻の返還を要求しリスト
を提出した。これに対し韓国側も議題(B)及び(C)によ
つて返還を要求する漁船がある旨申し出でリストを
提出した。

漁船は小さくて数が多いため事実の確認が困難であ
るから事実関係の調査を冬期休会中に相互に
行うこととした。

三、将来の問題点

以上の通り現在まで問題は何等解決されてない。
二十七年一月に再開しても会議の円満な解決は極め
て困難であると思われる。(唯漁船の返還については事実
関係の調査の結果によつては個々に解決し得るものも
若干あるかと思われる)他の三点については今後とも
見解は全く対立する公算が多い。

見解の対立が妥協点を見出し得ない場合、合議
の收拾策として次の方法が考えられる。

一、問題の解決を平和条約発効後に残して打ち切
る場合 船舶以外の諸問題と併行して解決すべ
ばよい。

二、韓国が折れて引き揚げる場合。

この場合は、日本側は、貸与中の五隻と漁船の返還
を后日改めて要求する問題が残る。

三、日本側が折れて、韓国側要求の一部又は全部を容
れる場合

この場合は次の諸問題が残る。

イ、返還のための立法措置

ロ、返還船の現所有者又は旧所有者に対する補償

ハ、在外会社の整理改訂

四、日本側から懸案解決のため若干の船舶（或は
他のもの）を譲与して相互に要求を放棄する
場合

この場合は民間から買い上げるか又は国有財産
を充当するか等の問題が残る。